

被災自治体における住民の意思反映に関する調査研究（徳山ダム調査報告）

要約 2012年11月、当センターは岐阜県において徳山ダムに関する調査を実施した。ダム建設事業に伴う全村移転が行われた旧徳山村では、村の「ダム対策委」や「同盟会」等に自治会や住民が参加し、事業者との交渉に当たった。また、村や県は、移転先や生活再建に関する住民の意向を把握するため、アンケート調査も行っている。移転後については、祭礼や自治会行事等、住民自らの活動を通じて、旧徳山村民としてのコミュニティが維持されている。

1 調査の概要

2012年11月下旬、当センターの被災自治体における住民の意思反映に関する研究会では、過去に行われた大規模な住民移転（全村移転とそれに伴う廃村）の事例として旧岐阜県徳山村¹を取り上げ、移転の際の住民の意思反映と移転後のコミュニティの実態について調査を実施した²。当日は、旧徳山村住民に対するヒアリング調査を実施し、関係自治体より資料の提供及び現状について説明を受けた。以下はその概要である。

2 徳山村及び徳山ダム事業に係る住民の移転について

岐阜県西部にあった揖斐郡徳山村は、1976年にダム建設事業の実実施計画が認可され、集落がダムに水没することとなった。徳山ダムの建設により、全住民（8区（集落、自治会）、466世帯、約1,500名）が村外へ移転した。全住民の移転に伴い、徳山村は隣接する藤橋村に編入され、消滅した。

移転事業では、個別移転のほか、岐阜県内4町への集団移転も実施された³。なお、集団移転は集落ごとには行われていない。移転に係る補償は、移転者と事業者である水資源開発公団（現・独立行政法人水資源機構。以下、公団）との間で妥結された「徳山ダム建設事業に伴う損失補償基準」に基づいて行われ、1989年3月までに全世帯が公団と移転補償契約を締結した。なお、ダムは2000年に多目的ダムとして着工し、2008年に建設事業を完了、管理運用を開始している。

¹ 徳山村は1987年3月31日をもって廃止され、揖斐郡藤橋村に編入された。さらに、藤橋村は2005年に揖斐郡6町村による新設合併で、揖斐川町となっている。

² 2012年11月29日（徳山ダム、揖斐川町役場）、30日（本巣市役所、岐阜県庁）の日程で、当研究会の金井利之座長、太田匡彦委員及び事務局にて実施した。ヒアリング調査は、集団移転先である本巣市在住の旧徳山村住民（移転先自治会長ら3地区4名）を対象に実施した。今回の調査においては、ヒアリングにご参加いただいた旧徳山村住民の皆様や、訪問先自治体の皆様に多大なるご協力をいただいた。この場を借りて厚く御礼申し上げる。

³ 移転先は、揖斐川町の表山、本巣町の徳山・文殊、糸貫町の大構、北方町の芝原の4町5団地である。なお、本巣町と糸貫町は、2004年に真正町・根尾村と合併し、本巣市となっている。

3 移転及びこれに伴う補償・生活再建に係る住民の意思反映について

徳山村は、住民と直接対応する組織として庁内に「ダム対策室」を設置し、ダムに関する諸事務に当たった。議会においても、「徳山ダム対策特別委員会」を設置している。

事業者である公団との移転や補償に関する交渉は、徳山村が条例により設置した「徳山村徳山ダム対策委員会」(対策委)⁴とこれを実質的に継承した「徳山ダム対策同盟会」(同盟会)⁵が主に行った。この対策委には、区の推薦を受けた者が参加することが条例で定められていた。また、同盟会には全住民の9割近くが加盟しており、この同盟会の各区の支部が住民の意向の取りまとめ等に盛んに動いたという。

また、対策委や県は、移転先や生活再建に関するアンケート調査を1970年代～80年代にかけて複数回実施している。集団移転候補地決定後は、移転先別の移転申込者からなる代表者会議が、住民の要望事項を調整し、各戸の具体的な転居先を決定した。これらダム対策組織やアンケート調査を通じて、住民の意思を把握・集約し、公団との交渉や実際の移転に反映させている。

なお、移転後の就業の斡旋・支援については、公団や県が実施し、その対応は概ね誠実であったと評価されているという。

4 移転後のコミュニティの実質的な継続について

集落ごとの集団移転ではなかったため、住民は移転地区(団地)ごとに新たなコミュニティを形成している。移転は数十戸単位で行われ、いずれの移転地区でも周辺自治会とは別個に自治会を設置している。

移転地区相互あるいは移転地区以外に居住する旧村民との交流には、冠婚葬祭、中でも村伝来の祭礼等の行事⁶が役立っているという。これらの行事や自治会活動等、住民自らの活動は盛んに行われている。近年は、比較的若い旧徳山村居住者の有志70～80人がダムに隣接する「徳山会館」で旧村民同士の親睦会「徳山ふるさと会」を開くなど、新たな活動も行われるようになってきている。

移転先自治体での旧村民以外の住民・コミュニティとの交流は、移転地区によって異なるが、清掃活動や運動会など市の行事にも積極的に参加しているようである。なお、移転先自治体は、移転地区の旧徳山村民のみを対象としたコミュニティ施策を特段講じていない。

⁴ 対策委は、「徳山村徳山ダム対策委員会の設置等に関する条例」(昭和47年9月徳山村条例第11号)により、「徳山ダム建設に関し村の地域開発及び関係住民の生活再建等、その対策を講ずる」ことを目的として設置された。

⁵ 1983年、補償交渉の進め方をめぐって意見対立が表面化し、收拾の見通しが立たなくなったため、各区長が発起人となって同盟会を発足し、任意団体として交渉を進めることとなった(岐阜県藤橋村『徳山ダムの記録』1990年)。

⁶ 村内8集落の神社を移転・合祀し、新たに徳山神社を本巣市の徳山団地付近に創建した。この神社を中心に、本巣市指定無形民俗文化財である元服式(もとは徳山本郷集落の行事)などの徳山村伝来の行事を行っている。

徳山村の廃止から四半世紀近く経ち、高齢化や、徳山村に居住経験のない世代の増加などによる住民の関係希薄化も進展しつつあるが、「旧徳山村民」としてのコミュニティ意識は現在も比較的保持されているようである。

（特任研究員 加藤 祐介）